

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ディスコ			コード	6146		
提出日	2023/6/2		異動（予定）日	2023/6/29			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	稻崎 一郎	社外取締役	○													○	有	
2	田村 進一	社外取締役	○													○	有	
3	巳 亦 力	社外取締役	○													○	有	
4	山口 裕正	社外取締役	○													○	有	
5	時丸 和好	社外取締役	○													○	有	
6	鶴樹 紀子	社外取締役	○													○	有	
7	松尾 亜紀子	社外取締役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	—	当社との間には特別な利害関係はありません。当社の事業分野である機械工学技術および生産技術の研究において優れた実績を上げられてなど、その分野の権威として認められており、当社の事業内容を深く理解されていることから、その高い見識を当社の事業強化に活かしていくだとすると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5. (3)の2)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
2	—	当社との間には特別な利害関係はありません。当社製品を構成する重要な技術である画像処理技術において先駆的な研究者であり、企業経営者としての経験ももしていることから、その高い知見を当社の事業強化に活かしていくだと判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5. (3)の2)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
3	—	当社との間には特別な利害関係はありません。大手半導体メーカーにおいて技術者として製造装置開発およびプロセス開発に従事し、その後、半導体パッケージング装置メーカーにおいて役員を務められました。同氏は技術に関する深い見識と経営者としての経験の両方を兼ね備えられた経営人財であることから、経営全般に対する監督と有効な助言をしていただけると判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5. (3)の2)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
4	—	当社との間には特別な利害関係はありません。金融関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計および法務に関する高い見識を有しております。また、上場企業2社において代表取締役を務めるなど、永年にわたり経営者としての豊富な経験と幅広い知識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をしていただけます。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5. (3)の2)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
5	—	当社との間には特別な利害関係はありません。金融および法務関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計および法務に関する高い見識を有していることから、経営全般に対する監督と有効な助言をしていただけます。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5. (3)の2)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
6	—	当社との間には特別な利害関係はありません。証券アナリストとして当社が属する半導体製造装置業界および当社の顧客が属する精密機器業界を永年にわたり担当されてきたことから、豊富な業界知識と経営全般に対する監督と有効な助言をしていただけます。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5. (3)の2)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。
7	—	当社との間には特別な利害関係はありません。物理學、機械工学、特に計算機シミュレーションの分野における専門知識を有していることから、当社の事業強化に活かしていくだと判断しております。 東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準（「上場管理等に関するガイドライン」Ⅲ5. (3)の2)に従い、取締役の職務執行にあたり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に選任しています。

4. 補足説明

稻崎 一郎氏は、株式会社ソディックの現任の社外取締役ですが、当社と株式会社ソディックとは取引および利害関係はありません。
田村 進一氏は、株式会社NBL研究所の現任の取締役ですが、当社と株式会社NBL研究所とは取引および利害関係はありません。
山口 裕正氏は、新日本建設株式会社の現任の社外取締役ですが、当社と新日本建設株式会社とは取引および利害関係はありません。
鶴樹 紀子氏は、アルスマルク株式会社の現任の社外取締役ですが、当社とアルスマルク株式会社とは利害関係はありません。なお、同社とは取引がありますが、主要な取引先ではありません。
松尾 亜紀子氏は、慶應義塾大学理工学部機械工学科の現任の教授ですが、当社と慶應義塾大学とは取引および利害関係はありません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. 及びh.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任に関する先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引前の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。